

トヨタ紡織の研究開発と知的財産活動

野 口 満 之*



1. はじめに

弊社は、1918年に豊田佐吉により豊田紡織株式会社として創業され、「紡織」の文字が示すように製織、紡績を事業の中心としておりました。その後、自動車内装部品を総合的に手がける体制を整えるとともに、2004年にアラコ株式会社、タカニチ株式会社と合併し、トヨタ紡織株式会社と社名変更しました。現在は、主力製品を自動車内装品と自動車用フィルター・繊維・外装品とする自動車部品メーカーとして事業展開しております。

豊田佐吉の考えをまとめた「豊田綱領」に基づき、すべてのステークホルダーに対して信頼され続けるために「基本理念」を制定し、自らの目指す企業像を示した「ビジョン」を掲げております。

2010年4月に新ビジョンとして「明日の社会を見据え、世界中のお客様へ、感動を織りなす移動空間の未来を創造する」を制定しました。これは、お客様の役に立ち、喜んで使っていただけるものを開発し、お客様が欲しいときにお手ごろな価格で提供することを再確認するものです。モノづくりに対する想いや可能性の広がり、「クルマ」の枠にとらわれず、将来の事業領域の拡大を進めていきたいという想いも込めております。

2. 研究開発の取り組み

トヨタ紡織グループの研究開発において常に心に留めていることは、上述の豊田綱領の一項目である「研究と創造に心を致し、常に時流に先んずべし」という精神です。具体的には、環境、安全、快適等のカテゴリーごとに重要開発テーマを決め、1回/月全役員が出席する開発会議でその進行状況をフォローしています。各カテゴリーごとにリーダーが任命されており、この者が当該カテゴリー全般に渡って各種情報の収集分析を行って新規開発テーマの創出をコーディネートしているのが特徴です。

例えば環境のカテゴリーでは、低炭素社会の実現を目指して「軽量化」「コンパクト化」「省資源化」「植物由来材料」「省エネ生産工程」の5つの視点で研究開発に取り組んでいます。特にこの中で近年注力しているのは「植物由来材料」で、自動車内装部品への適用のための開発を推進し、表皮材、基材、クッション材等への採用に至っています。2009年12月にトヨタ自動車殿が発売したハイブリッドセダン「SAI」においては、車室内表面積の約60%に植物由来成分を含むプラスチックが使われるように

* トヨタ紡織株式会社 取締役副社長 Mitsuyuki NOGUCHI

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

なりました。

本年は、新たなブレークスルーにつながるアイデアを生むために「極める」すなわち「これより先はない」というところまでやりきるという気概で研究開発に取り組もうとしております。

グローバルには米国、欧州、中国、アセアンの4つの地域に統括会社を設け、そこを中心に開発の現地化を推進しています。本社において研究・先行開発を行いそれをベースに海外の4拠点では現地に即した製品開発を行うというのが基本的枠組みです。本来の意味でのモノづくりは、技術、開発、生産技術、製造が一体になったものであり、現地で開発から生産まで一貫して行うのが、世界中のお客様の期待に応えるものと信ずるからです。

3. 知的財産活動

弊社の事業分野である自動車内装部品分野は、技術も成熟して差別化が図りにくくコスト競争が熾烈になってきている分野です。基本特許でなくても他社が必要とする特許すなわちクロスライセンス等に利用できる特許の獲得が重要になってきます。そのために競合相手とのベンチマーキングを定期的に行い、単位事業規模当たりの保有特許の質と量が競合相手に比べて遜色ないものとなるよう目標を立てて出願活動を推進しております。特許の質を重視して必要以上に出願のハードルを上げることはしていません。量を絞りすぎると全体の質の低下も招いてしまうことを危惧するからです。

特許制度は公開の代償として一定期間の独占排他権を発明者に付与することによってイノベーションを活性化しようとする制度ですが、昨今イノベーションの活性化には知的財産権は不要であり、強大な独占排他権の付与による弊害の方が大きいとの見解も示されています。たしかに一部の事業分野においてはいわゆる「特許の藪」といった状態が問題視されている状況は否定できません。しかし、少なくとも当社の事業分野である自動車内装部品製造分野においては特許制度のイノベーション誘発機能は充分果たされているものと感じています。そこで、出願件数の目標値を決め知的財産関係の教育も充実させて発明活動の活性化を図っている次第です。

上述のように弊社グループではグローバルな開発体制を推進しておりますが、その一環として生まれてくる知的財産権は、グループ内でグローバルに有効利用するのに最適であることから本社で集中管理することを意図しております。

そこで、グループ全体の知的財産権を本社で集中管理するしくみの構築が喫緊の課題となり、現地での発明活動を活性化するとともに、生まれた発明を効率よく出願して円滑に権利移転するスキームについてグループ内各社との調整を図っているところです。

4. さいごに

中国をはじめとする新興国の発展は止まる所を知らず市場としての重要性が増しています。かかる環境下グローバルに知的財産権を効率よく取得するニーズは高まっており、新興国を含んだ知的財産制度のハーモナイゼーションが望まれます。ますます事業競争力強化のキーとなる知的財産権をグローバルに生かせる戦略を追求していく所存です。